

# 新しい総合事業の 請求における注意点

静岡市保健福祉長寿局  
健康福祉部介護保険課  
平成29年3月17日

# 1. 新しい総合事業のサービスコード

## ▶ サービスコード表

- ◆ 静岡市ホームページにて公開しているサービスコード表により、サービスコード、単位数等を確認のうえ請求を行ってください。
- ◆ 一部のサービス種類については、サービスの利用可否又は利用要件に関して静岡市独自の運用を定めているものがあります。詳細はサービスコード表の注意点をご確認ください。

## ▶ 単位数表マスタ(csvファイル)の登録

- ◆ 静岡市ホームページにて公開している単位数表マスタをダウンロードしてご利用ください。

公開場所：静岡市トップ →くらし →税金・年金・保険→介護保険  
→介護予防・日常生活支援総合事業のご案内  
→単位数表マスタ及びサービスコード表

URL : [http://www.city.shizuoka.jp/528\\_000001\\_00004.html](http://www.city.shizuoka.jp/528_000001_00004.html)

# 1. 新しい総合事業のサービスコード

- ▶ 現行相当サービスにおける「みなし」と「指定」コードの使い分けについて
  - ◆ 訪問介護・通所介護の現行相当サービスは、下表のとおりサービス種類コードが分かれています。

サービス	みなし	指定
訪問介護	A1	A2
通所介護	A5	A6

- ◆ 使用するサービス種類コードは、各事業者の指定状況により以下のとおり異なりますので、**指定状況を確認のうえ使用するサービス種類コードを選択してください。**  
※静岡市では、みなし・指定の単位数は同一に設定しています。

みなし（A1、A5）

→平成27年3月31日までに介護予防訪問介護(介護予防通所介護)の指定を受けていた事業者が使用します。

指定（A2、A6）

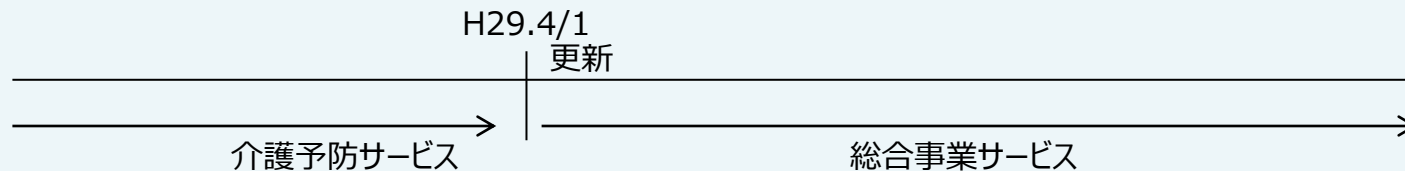
→平成29年4月以降に静岡市訪問介護(通所介護)相当サービスの指定を受けた事業者が使用します。

## 2. 予防給付から新しい総合事業への切り替え

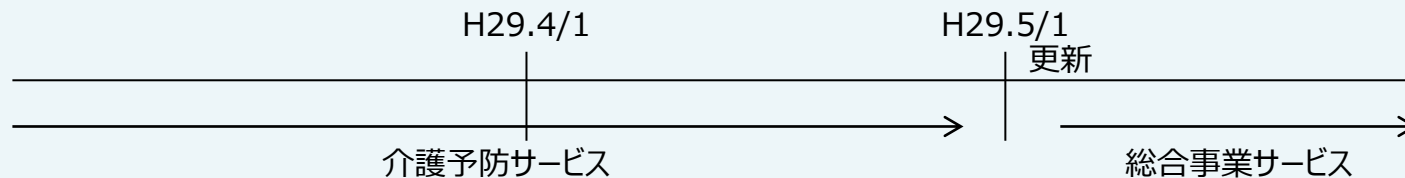
### ▶ 切り替え時期について

- ◆ 要支援認定期間が平成29年4月1日を跨いでいる利用者は、**更新又は区分変更により新たな認定を受けた後**、新しい総合事業のサービスを利用することになります。
- ◆ 更新又は区分変更により新たな認定を受ける前は、**現行相当サービス・緩和基準サービスともに総合事業サービスの利用はできませんのでご注意ください。**

【パターン1】 要支援認定更新後から総合事業サービスへ切り替え（H29.3末認定切れ）※4月当初から総合事業を利用



【パターン2】 要支援認定更新後から総合事業サービスへ切り替え（H29.4末認定切れ）※更新後の5月から総合事業を利用

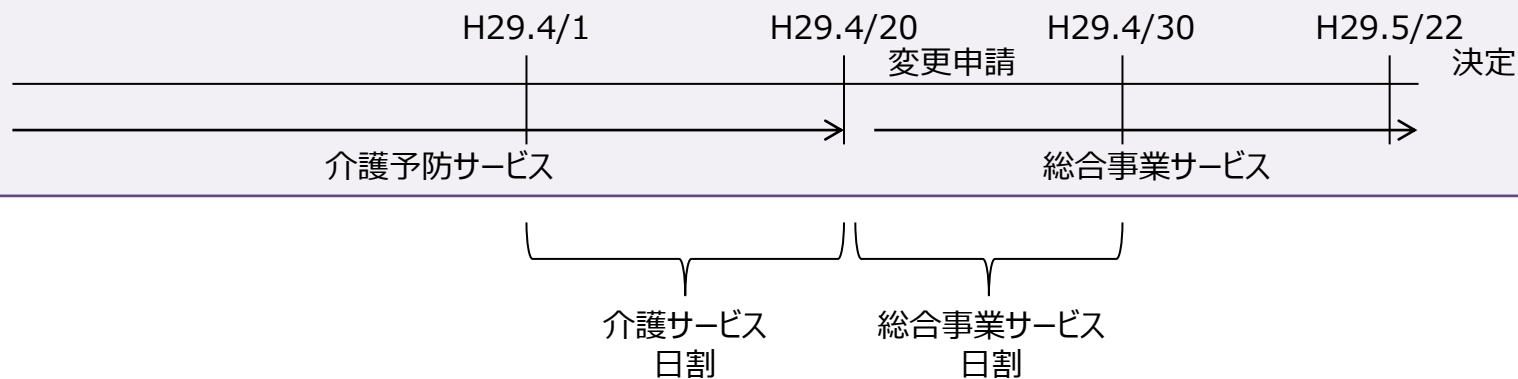


支援  
↓  
支援

## 2. 予防給付から新しい総合事業への切り替え

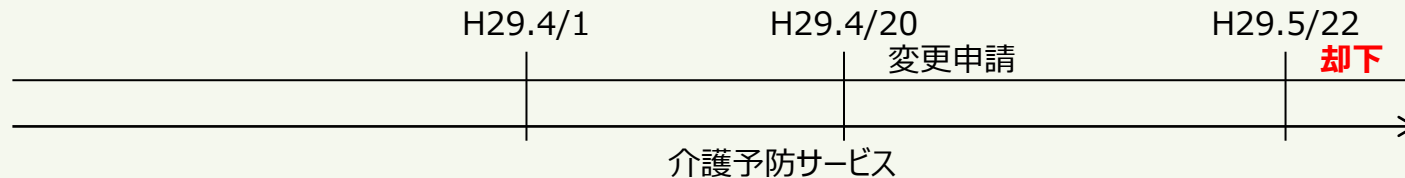
支援1  
↓  
支援2

【パターン3】 区分変更申請後から総合事業サービスへ切り替え ※介護度変更後から総合事業を利用



- ◆ 区分変更申請が却下となった場合は、介護度及び要支援認定有効期間に変更がないため、介護予防サービスを継続して利用することになります。

【パターン4】 区分変更申請をしたが却下(介護度変更無し) ※介護予防サービスを継続利用



変更無し

# 3. 住民登録地以外のサービスを利用した際の請求額

## ▶ 単位数と地域区分単価の整理

- ◆ 利用者が住民登録を有している市町とは別の市町に所在する事業所において総合事業サービスを利用した場合は、報酬算定に使用する単位数及び地域区分単価が異なる場合があります。

(例) A市に住民登録を有する利用者が、訪問介護相当サービス(指定) I「A2-1111」をA市、静岡市に所在するそれぞれの事業所で利用した場合の総費用額の比較

### 【単位数と地域単価の設定】

	訪問介護相当サービス(指定) I「A2-1111」	
	単位数	地域単価
A市	1,000	10.21
静岡市	1,168	10.42
国の基準	1,168	

このケースにおいては、サービス提供事業所は**A市**の指定を受ける必要があります。静岡市以外の被保険者が総合事業の利用を希望した場合には、保険者市町の地域支援事業担当課へお問合せください。

### 【総費用額の比較】

事業所所在地 サービス種類	A市の事業所	静岡市の事業所
A1、A5 ※訪問(通所)介護相当サービス(みなし)	$1,168 \times 10.21 = 11,925$ 円 国が定める単位数 × A市の地域区分単価	$1,168 \times 10.42 = 12,170$ 円 国が定める単位数 × 静岡市の地域区分単価
A1、A5 以外	$1,000 \times 10.21 \times 10,210$ 円 A市が定める単位数 × A市の地域区分単価	$1,000 \times 10.21 \times 10,210$ 円 A市が定める単位数 × A市の地域区分単価

# 4. 請求の取下げ（過誤申立）について

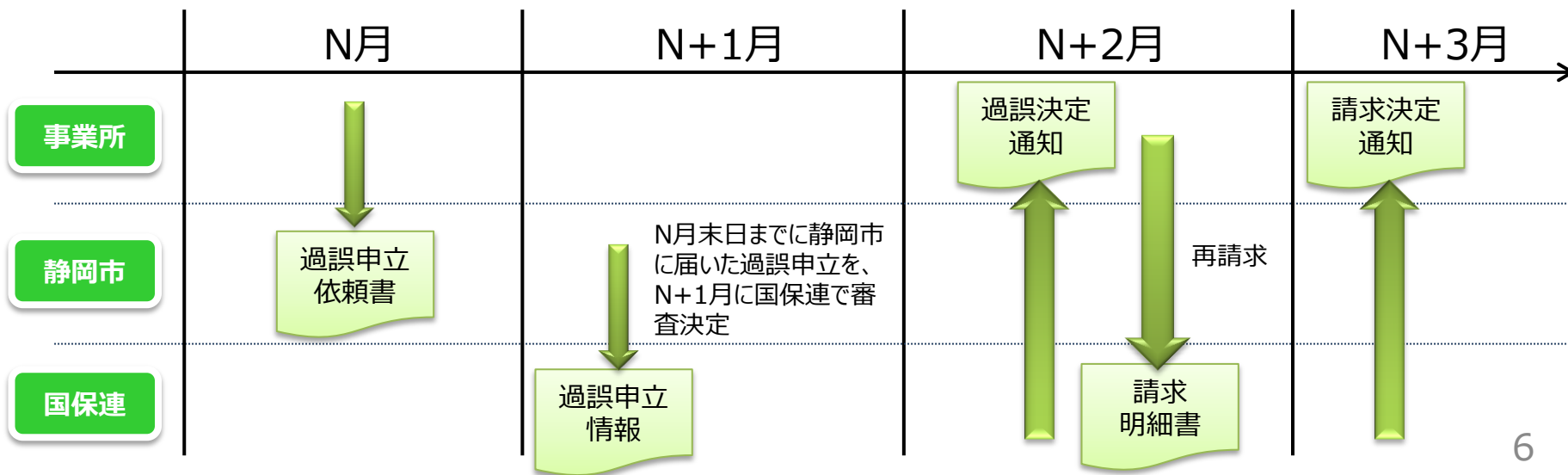
## ▶ 請求の取下げ方法

- ◆ 静岡県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）にて審査・支払決定がなされた請求を取り下げる場合は、「介護予防・日常生活支援総合事業費 過誤申立依頼書」を静岡市介護保険課に提出してください。提出方法はFAX、持参、郵送の何れかとなります。

公開場所：静岡市トップ → 暮らし → 税金・年金・保険 → 介護保険  
→ 介護予防・日常生活支援総合事業のご案内  
→ 新総合事業の請求の取下げについて

URL：[http://www.city.shizuoka.jp/528\\_000001\\_00004.html](http://www.city.shizuoka.jp/528_000001_00004.html)

- ◆ 過誤申立依頼書の提出における注意点は次ページを参照してください。
- ◆ N月に過誤申立依頼書を提出した場合の再請求決定までの流れは下図のとおりです。



# 4. 請求の取下げ（過誤申立）について

## 過誤申立依頼における注意点

- ◆ 過誤申立は、国保連における審査が**確定した請求に対して**行うものです。確定前に提出された過誤申立依頼書については、次月以降の処理となる場合があります。
- ◆ 新しい総合事業の過誤申立と従来の介護(予防)給付の過誤申立では**提出する依頼書が異なります**。どちらの請求を取り下げるのか十分ご確認ください。依頼書を提出してください。依頼書及びその記入内容に誤りがある場合は次月以降の処理となる場合があります。
- ◆ 複数の請求を同時に取り下げる場合は、「被保険者番号が小さい利用者」→「サービス提供年月が過去の請求」の順に記載してください。

### 総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業費 過誤申立依頼書

宛先 静岡市長  
下記の介護予防・日常生活支援総合事業費について、過誤申立を依頼します。

平成 年 月 日

事業所番号	
事業所名	
電話番号	
担当者氏名	

被保険者番号	サービス提供月	様式番号	申立事由	申立事由(具体的に)
被保険者氏名	平成 年 月	コード	コード	
	平成 年 月			
	平成 年 月			
	平成 年 月			
	平成 年 月			

様式番号	内容	申立事由	申立事由
10	様式第二の三 (介護予防・日常生活支援総合事業費明細)	02	請求誤りによる取下げ
20	様式第二の三 (介護予防ケアマネジメント費)	99	その他の事由による取下げ

送付先 静岡市役所 介護保険課 給付・認定係  
電話 054-221-1374  
FAX 054-221-1298

### 介護給付

介護給付費過誤申立依頼書

宛先 静岡市長  
下記の介護給付について、過誤申立を依頼します。

平成 年 月 日

被保険者番号	サービス提供月	様式番号	申立事由	申立理由(具体的に)
被保険者氏名	平成 年 月	コード	コード	
	平成 年 月			
	平成 年 月			
	平成 年 月			

様式番号	内容及び内容表	申立理由	申立事由
10	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与	02	請求誤りによる取り下げ
21	夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・定期巡回随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護	99	その他の事由による取り下げ
25	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ		
26	病院又は診療所における短期入所療養介護		
27	介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護		
28	短期入所生活介護		
29	介護予防短期入所生活介護		
30	認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護		
31	介護予防認知症対応型共同生活介護		
32	特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者介護		
33	介護予防特定施設入居者生活介護		
34	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		
35	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		
40	居宅介護支援介護給付費明細書		
41	介護予防支援介護給付費明細書(介護予防支援)		
50	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設		
60	介護老人保健施設		
70	介護療養型医療施設		

送付先 静岡市役所 介護保険課 給付・認定係  
電話 054-221-1374  
FAX 054-221-1298